感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱

平成20年12月19日 一部改正 平成 21 年 8 月 31 日 一部改正 平成 22 年 6 月 30 日 一部改正 平成 23 年 6 月 16 日 一部改正 平成 24 年 9 月 7 日 一部改正 平成 25 年 2 月 8 日 一部改正 平成 25 年 11 月 12 日 一部改正 平成 26 年 1 月 8 日 一部改正 平成 26 年 2 月 7 日 一部改正 平成 26 年 12 月 11 日 一部改正 平成 27 年 2 月 4 日 一部改正 平成 28 年 2 月 1 日 一部改正 平成 28 年 2 月 8 日 一部改正 平成 28 年 9 月 16 日 一部改正 平成 29 年 8 月 31 日 一部改正 平成 30 年 10 月 5 日 一部改正 平成 31 年 2 月 20 日 一部改正 令和元年 11 月 29 日 一部改正 令和 2 年 2 月 14 日 一部改正 令和2年2月19日 一部改正 令和2年3月10日 一部改正 令和 2 年 12 月 22 日 一部改正 令和3年3月30日 一部改正 令和3年9月7日

一部改正 令和 3 年 12 月 20 日 一部改正 令和 4 年 8 月 26 日 一部改正 令和 4 年 12 月 2 日 一部改正 令和 5 年 12 月 28 日 一部改正 令和 6 年 2 月 14 日 一部改正 令和 6 年 3 月 19 日 一部改正 令和 6 年 10 月 23 日 一部改正 令和 7 年 2 月 21 日

厚生労働省発健第 1219002 号

(通則)

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) (以下「感染症法」という。)第61条、検疫法(昭和26年法律第201号)第33条、 予防接種法(昭和23年法律第68号)第27条第2項、予防接種法及び結核予防法の一 部を改正する法律(昭和51年法律第69号)(以下「昭和51年一部改正法」という。) 附則第3条第2項に係る国庫負担金並びに感染症対策特別促進事業、特定感染症検査等事 業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、予防接種センター機能推進事業、ポリオ生ワ クチン2次感染対策事業、新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業、マイナンバー情 報連携体制整備事業、エイズ対策促進事業、緊急風しん抗体検査等事業(国保連合会)、 公費負担医療対応システム改修事業、抗菌薬確保支援事業、感染症臨床研究体制構 築事業、感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業、肝炎情報センター戦略的強 化事業、リウマチ・アレルギー特別対策事業、療養生活環境整備事業、難病特別対策推進 事業、慢性腎臓病(CKD)特別対策事業、特定疾患治療研究事業、循環器病特別対策事 業、難病等制度推進事業、脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業、慢性腎臓病(C KD) 重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業、地域保健医療等推進 事業、健康的な生活習慣づくり重点化事業、特殊な調理に対応できる調理師研修事業、が ん診療連携拠点病院機能強化事業、都道府県健康対策推進事業、新たなステージに入った がん検診の総合支援事業、がん検診従事者研修事業、がんゲノム情報管理センター事業、 希少がん診断のための病理医育成事業、小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研 究促進事業、アピアランス支援モデル事業、予防接種事故発生調査事業、女性の健康支援 事業及び健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2(健 康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。) に基づく健康増進事業に係る国庫補助金に ついては、予算の範囲内において交付するものとし、感染症法、検疫法、予防接種法、地 域保健法(昭和22年法律第101号)、保健所において執行される事業等に伴う経理事 務の合理化に関する特別措置法(昭和39年法律第155号)、健康増進法、補助金等に 係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管 補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定め るところによる。 労働省

(交付の目的)

2 この国庫負担(補助)金は、感染症対策、地域保健医療推進対策等の事業を行うことにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い又は予防接種による健康被害者を救済し、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、国民が安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進することを目的とする。

(交付の対象)

3 この国庫負担(補助)金は、次の事業を交付の対象とする。

[(項) 感染症対策費]

(1) 感染症予防事業費等負担金

ア 感染症予防事業

- (ア) 感染症法第58条第2号から9号及び18号の規定により都道府県、政令市(地域保健法第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区が行う支弁事業
- (イ) 感染症法第59条の規定により東京都(法第57条第4号の規定に係る部分に限る。)、政令市及び特別区(法第57条第4号の規定に係る部分を除く。) が行う負担事業並びに市町村(政令市を除く。)が支弁する費用に対して都道府県が行う負担事業
- イ 感染症発生動向調査事業

感染症法第58条第1号、4号の2及び4号の3の規定により都道府県、政令 市及び特別区が行う負担事業

ウ 密入国検疫等事業

検疫法第22条第3項及び第23条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定等により船舶等について保健所長がとる検査、消毒、その他検 疫感染症予防のための必要な措置に係る費用について、検疫法第33条の規定に より都道府県、政令市及び特別区が行う支弁事業

「(項) 感染症対策費]

(2) 感染症医療費負担金

感染症患者入院医療費

感染症法第58条第11号及び13号の規定により都道府県、政令市及び特別区 が行う負担事業

「(項) 感染症対策費]

(3) 予防接種対策費負担金

予防接種対策事業

予防接種事故救済給付費

予防接種法第26条第2項及び昭和51年一部改正法附則第3条第2項の規 定により市町村が支弁する費用に対して都道府県が行う負担事業

(ただし、予防接種法第6条第3項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症に係る予防接種によるものを除く)

「(項) 感染症対策費]

(4) 疾病予防対策事業費等補助金

ア 疾病予防事業費等補助金

(ア) 感染症対策特別促進事業

- a 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添1「感染症予防体制整備事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業
- b 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添2「結核対策特別促進事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業
- c 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添3「新型インフルエンザ対策事業実施要綱」により都道府県が行う事業
- d 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添4「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業(ただし、実施要綱中の事業の(1)~(4)及び(8)~(9)については都道府県、政令市及び特別区が、その他については都道府県が行う事業)
- e 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知の別添5「肝炎治療特別促進事業実施要綱」により都道府県が行う事業f 令和2年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知の別添6「地域薬剤耐性対策推進モデル事業実施要綱」により都道府県が行う

(イ) 特定感染症検査等事業

事業

平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」により都道府県、政令市、特別区及び市町村が行う事業

(ウ) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成30年6月27日健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」により都道府県が行う事業

(エ) 予防接種センター機能推進事業

平成12年7月19日健医発第1117号厚生省保健医療局長通知の別紙「予防接種センター機能推進事業実施要綱」により都道府県が行う予防接種に関する情報提供事業、医療相談事業、医療従事者向け研修事業及びワクチン流通情報収集等事業

(オ) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業

平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」により市町村及び特別区が行う事業に対して都道府県が行う補助事業

(カ) 新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業

令和6年1月25日感発0125第6号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業実施要綱」により都道府県が行う事業

(キ) マイナンバー情報連携体制整備事業

令和6年1月25日感発0125第5号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「マイナンバー情報連携体制整備事業実施要綱」により市区町村が行う事業

(ク) エイズ対策促進事業

平成14年3月27日健発第0327013号厚生労働省健康局長通知の別紙「エイズ対策促進事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業

(ケ) 緊急風しん抗体検査等事業(国保連合会)

令和5年5月12日健発0512第11号厚生労働省健康局長通知の別紙「緊急風しん抗体検査等事業(国保連合会)実施要綱」により国民健康保険団体連合会が行う事業

(コ) 公費負担医療対応システム改修事業

令和5年5月8日健発0508第9号厚生労働省健康局長通知の別紙「公費負担医療対応システム改修事業実施要綱」により公益社団法人国 民健康保険中央会が行う事業

(サ) 抗菌薬確保支援事業

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長が定める実施要綱に基づき、 別に定める抗菌薬確保支援事業公募要項(以下「抗菌薬確保支援事業公募要項」という。)により選出された法人等が行う事業

(シ) 感染症臨床研究体制構築事業

令和6年7月24日感発0724第87号厚生労働省健康・生活衛生局感 染症対策部長通知の別紙「感染症臨床研究体制構築事業実施要綱」に基づき、 感染症指定医療機関が行う事業

(ス) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業

令和6年3月27日感発0327第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業実施要綱」により都道府県、政令市及び特別区が行う事業(ただし、実施要綱中の3(1)については、別に定める感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業募集公募要項により選出された都道府県、政令市及び特別区が行う事業)

(セ) 肝炎情報センター戦略的強化事業

令和6年3月29日健生発0329第3号厚生労働省健康・生活衛生局長 通知の別紙「肝炎情報センター戦略的強化事業実施要綱」により国立研究開 発法人国立国際医療研究センターが行う事業

イ 予防接種対策事業費補助金

予防接種対策事業

予防接種事故発生調查費

昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第10及び平成16年3月30日健発第0330019号厚生労働省健康局長通知の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱」の第4の2により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会(以下単に「予防接種健康被害調査委員会」という。)が行う予防接種による健康被害に関する調査等の費用に対して都道府県が行う補助事業

「(項)特定疾患等対策費]

(5) 疾病予防対策事業費等補助金

疾病予防事業費等補助金

ア リウマチ・アレルギー特別対策事業

平成18年6月13日健発第0613001号厚生労働省健康局長通知の別紙「リウマチ・アレルギー特別対策事業実施要綱」により都道府県、政令指定都市、中核市が行う事業

イ 療養生活環境整備事業

平成27年3月30日健発0330第14号厚生労働省健康局長通知の 別紙「療養生活環境整備事業実施要綱」により都道府県、指定都市が行う事 業

ウ 難病特別対策推進事業

平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」により行う次の事業

- (ア) 都道府県が行う難病医療提供体制整備事業等、難病患者地域支援対策推進事業、神経難病患者在宅医療支援事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業、指定難病患者情報提供事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業及び臨床調査個人票電子化等推進事業
- (イ)指定都市が行う難病患者地域支援対策推進事業、難病指定医等研修事業、 指定難病審査会事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業、 臨床調査個人票電子化等推進事業及び指定難病患者情報提供事業
- (ウ) 政令市(指定都市を除く。)及び特別区が行う難病患者地域支援対策推進 事業
- (エ) 国立大学法人、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病 院機構が行う神経難病患者在宅医療支援事業
- (オ) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成 26 年厚生労働省

令第 121 号) 第 15 条第 1 項第 1 号に規定する難病指定医及び同項第 2 号に規定する協力難病指定医(以下「難病指定医等」という。) が勤務する 医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所(以下、「医療機関」という。)が行う臨床調査個人票電子化等推進事業の費用に対して都道府県及び指定都市が行う補助事業

- (カ) 都道府県及び指定都市が行う難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業
 - a 難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のために難病の先行 実施事業に参加する都道府県及び指定都市が行う周知・広報等事務
 - b 難病先行実施参加医療機関が行う難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のためのシステム改修に対して都道府県及び指定都市が行う補助事業
- 工 慢性腎臓病 (CKD) 特別対策事業

平成21年4月28日健発第0428001号厚生労働省健康局長通知の別紙「慢性腎臓病(CKD)特別対策事業実施要綱」により都道府県、政令指定都市、中核市が行う事業

才 特定疾患治療研究事業

昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」並びに昭和53年11月21日薬発第1527号厚生省公衆衛生局長通知の別紙2「スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱」により都道府県が行う事業

力 循環器病特別対策事業

令和3年5月10日健発0510第3号厚生労働省健康局長通知の別紙「循環器病特別対策事業実施要綱」により都道府県が行う事業

キ 難病等制度推進事業

令和6年7月9日健生発0709第5号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別紙「令和6年度難病等制度推進事業実施要綱」に基づき、別に定める令和6年度難病等制度推進事業公募要領により選出された都道府県、指定都市及び法人が実施する事業

ク 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業

令和6年4月1日健生発0401第15号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別添「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業実施要綱」に基づき、別に定める令和6年度脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業公募要綱により選出された法人等が行う事業

ケ 慢性腎臓病 (CKD) 重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

令和6年4月3日健生発0403第3号厚生労働省健康・生活衛生局長通

知の別添「令和6年度慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業実施要綱」に基づき、別に定める令和6年度慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業公募要領により選出された法人等が行う事業

「(項) 地域保健対策費]

(6) 疾病予防対策事業費等補助金

疾病予防事業費等補助金

地域保健医療等推進事業

- ア 令和6年4月1日健生発0401第5号厚生労働省健康・生活衛生局長 通知の別添1「地域保健従事者現任教育推進事業実施要綱」により都道府 県、政令市及び特別区が行う事業
- イ 令和6年4月1日健生発0401第5号厚生労働省健康・生活衛生局長 通知の別添4「地域・職域連携推進事業実施要綱」により都道府県、政令 市及び特別区が行う事業

「(項) 健康危機管理推進費]

(7) 疾病予防対策事業費等補助金

疾病予防事業費等補助金

地域保健医療等推進事業

- ア 令和6年4月1日健生発0401第5号厚生労働省健康・生活衛生局長 通知の別添2「地域健康危機管理体制推進事業実施要綱」により都道府県、 政令市及び特別区が行う事業
- イ 令和6年4月1日健生発0401第5号厚生労働省健康・生活衛生局長 通知の別添3「地域健康危機管理対策特別事業実施要綱」により都道府県、 政令市及び特別区が行う事業

「(項)健康增進対策費]

- (8) 疾病予防対策事業費等補助金
 - ア疾病予防事業費等補助金
 - (ア) 健康的な生活習慣づくり重点化事業

平成21年3月27日健発第0327009号厚生労働省健康局長通知の別紙「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱」に基づき実施する次の事業

- a 都道府県、政令市及び特別区が行うたばこ対策促進事業
- b 都道府県、政令市及び特別区が行う受動喫煙対策促進事業
- c 都道府県、政令市及び特別区が行う糖尿病予防戦略事業
- d 地域の健康増進活動支援事業公募要綱により選出された法人等が行う

「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱」に基づき行われる地域の健康増進活動支援事業

(イ) 特殊な調理に対応できる調理師研修事業

令和6年3月21日健生発0321第12号厚生労働省健康・生活衛生局 長通知の別紙「特殊な調理に対応できる調理師研修事業実施要綱」に基づき、 公益社団法人調理技術技能センターが行う特殊な調理に対応できる調理師 研修事業

- (ウ) がん診療連携拠点病院機能強化事業
 - a がん診療連携拠点病院機能強化事業

平成18年9月7日健発第0907001号厚生労働省健康局長通知の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (a) 都道府県の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業
- (b) 独立行政法人又は国立大学法人の設置するがん診療連携拠点病院 が行う事業
- (c) 独立行政法人及び国立大学法人以外が設置するがん診療連携拠点 病院が行う事業に対して都道府県が行う補助事業
- b 地域がん診療病院等機能強化事業

平成26年8月6日健発0806第12号厚生労働省健康局長通知の 別紙「地域がん診療病院等機能強化事業実施要綱」に基づき、実施する次 の事業

- (a) 都道府県の設置する地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携 拠点病院が行う事業
- (b) 地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業 に対して都道府県が行う補助事業
- c 小児がん拠点病院機能強化事業

平成25年2月8日健発0208第4号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児がん拠点病院機能強化事業実施要綱」に基づき小児がん拠点病院が実施する事業

d 小児がん中央機関機能強化事業

平成26年2月5日健発0205第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児がん中央機関機能強化事業実施要綱」に基づき小児がん中央機関が実施する事業

e 希少がん中央機関機能強化事業

平成31年3月29日健発0329第30号厚生労働省健康局長通知の別紙「希少がん中央機関機能強化事業実施要綱」に基づき希少がん中央機関が実施する事業

f がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業

平成31年3月29日健発0329第31号厚生労働省健康局長通知の別紙「がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業実施要綱」に基づきがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が実施する事業

(工) 都道府県健康対策推進事業

平成21年4月1日健発第0401015号厚生労働省健康局長通知の 別紙「都道府県健康対策推進事業実施要綱」により都道府県が行う事業

(オ) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

平成30年3月28日健発0328第20号厚生労働省健康局長通知の別紙「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」により市区町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。)が行う事業

(カ) がん検診従事者研修事業

平成28年3月29日健発0329第8号厚生労働省健康局長通知の別紙「がん検診従事者研修事業実施要綱」により都道府県、一般社団法人等又は公益法人、特定非営利活動法人が行う事業

(キ) がんゲノム情報管理センター事業

平成31年3月29日健発0329第35号厚生労働省健康局長通知の 別紙「がんゲノム情報管理センター事業実施要綱」により国立研究開発法人 国立がん研究センターがんゲノム情報管理センターが行う事業

(ク) 希少がん診断のための病理医育成事業

令和3年2月25日健発0225第14号厚生労働省健康局長通知の別紙「希少がん診断のための病理医育成事業実施要綱」により一般社団法人日本病理学会が行う事業

(ケ) 小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

令和3年3月23日健発0323第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」により都道府県が行う事業

(コ) アピアランス支援モデル事業

令和6年4月1日健生発0401第25号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別紙「アピアランス支援モデル事業実施要綱」に基づき、別に定めるアピアランス支援モデル事業公募要綱により選定された医療機関が行う事業

(サ) 女性の健康支援事業

令和5年2月24日健発0224第3号厚生労働省健康局長通知の別紙「女性の健康支援事業実施要綱」により国立大学法人東京大学が行う事業

イ 健康増進事業費補助金

(ア) 健康増進事業

健康増進法第17条第1項及び第19条の2(健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。)の規定により実施する次の事業

- a 市町村(指定都市を除く。地方自治法(昭和22年法律第67号)第28 4条第1項の規定による一部事務組合を含む。)及び特別区が行う事業に対 して都道府県が行う補助事業
- b 指定都市が行う事業

(交付額の算定方法)

- 4 この国庫負担(補助)金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、3の(4)から(8)((4)のアの(オ)の事業を除く。)の事業については、区分ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 3の(1)のアの(ア)の事業
 - ア 次の表の第1欄に定める区分の都道府県支弁分に係る第2欄に定める種目ご とに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して 少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額を合計した額と当該区分の総事業費から寄付金その他 の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。)第4条第1項の規定により特別財政援助額が決定している場合は、上記より算出した額に特別財政援助額を上乗せした額を交付額とする。

(2) 3の(1)のアの(イ)の事業

ア東京都、政令市及び特別区が行う事業

- (ア)次の表の第1欄に定める区分の市町村支弁分に係る第2欄に定める種目ごと に第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少 ない方の額を選定する。
- (イ)(ア)により選定された額を合計した額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- イ 市町村が支弁する費用に対し都道府県が行う負担事業
 - 4の(2)のアの(ア)に準じて選定された額の合計額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額と都道府県が負担した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (3) $3 \circ (1) \circ (1) \circ (2) \circ (4) \circ (7) \circ (7) \circ (8) \circ (1) \circ (7) \circ (1) \circ$

ウイルス検査費(委託医療機関)を除く)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(シ)、(ス)、(セ)、(5)のア、エ、カ、キ、ク、ケ、(6)、(7)、(8)の アの(ア)、(イ)、(ウ)のa(a)、(b)、b(a)、c、d、e、f、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)及びイの(ア)のbの事業

- ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める 対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額(3の(1)のウの事業にあっては、検疫法第32条第3項において準用する同条第1項又は2項の規定により徴収した実費の額を含む。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において3の(4)のア(ス)、(8)のア(ケ)及びイの(ア)のbの事業については、種目ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ただし、別表4の対象団体が行う3の(4)から(8)の事業(ただし、3の(4)のアの(ケ)、(コ)、(シ)、(セ)、(5)のク、ケ、(8)のアの(ア)のd、(イ)、(ウ)のa(b)、c、d、e、f、(オ)、(キ)、(ク)及びイの(ア)の事業を除く。)にあってはアにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

- (4) 3の(4)のアの(ア)のdの事業(肝疾患診療連携拠点病院等(以下「拠点病院等」という。)に対して助成を行う場合を除く。)
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とす る。

ただし、別表4の対象団体が行う場合にあっては、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

- (5) 3の(4)のアの(ア)のdの事業(拠点病院等に対して助成を行う場合。) ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比 較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を 交付額とする。

ただし、別表4の対象団体が行う場合にあっては、アにより選定された額と総

事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交 付額とする。

なお、交付額の算出にあたっては、都道府県等の助成額を超えて拠点病院等の 実支出額全てを計上しないよう留意すること。

- (6) 3の(3)、(4)のアの(オ)及びイの事業
 - ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額 を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額と都道府県が負 担した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を 交付額とする。
- (7) 3の(4)のアの(イ)の肝炎ウイルス検査費(委託医療機関)
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
 - ウ イにより選定された額に10分の3を乗じて得た額を自己負担相当額とする。
 - エ イにより選定された額から自己負担相当額を控除した額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に自己負担相当額を加算した額を交付額とする。

ただし、別表4の対象団体が行う場合にあっては、イにより選定された額から自己負担相当額を控除した額に第5欄に定める補助率を乗じ、さらに同表に定める調整率を乗じて得た額に自己負担相当額を加算した額を交付額とする。

- (8) 3の(4)のアの(サ)の事業
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費から当該事業に関する寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。イ アにより選定された額に、抗菌薬確保支援事業公募要項に基づき実施する「抗 微生物薬の市場インセンティブに関する検討会」における事業実績報告の適切性 評価に基づく調整率及び第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (9) 3の(5)のイ、ウの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)のa及びオの事業 ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める 対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その 他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を 乗じて得た額を交付額とする。

ただし、3の(5)のイ、ウの(ア)、(イ)、(ウ)、(カ)のa及びオの事業について、別表4の対象団体が行う事業にあっては、イにより選定された額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

- (10) 3の(5)のウの(オ)の事業
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額と都道府県及び指定都市が補助した 額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額と する。
- (11) 3の(5)のウの(カ)のbの事業
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額と都道府県及び指定都市が補助した額とを比較して少 ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (12) 3の(8)のアの(ウ)のa(c)及びb(b)の事業
 - ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める 対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と 都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗 じて得た額を交付額とする。
- (13) 3の(8)のイの(ア)のaの事業(ただし、健康診査費に含まれる肝炎ウイルス検診費のうち、40歳以上で5歳刻みの者に無料検診を実施する場合に生じる受診者負担相当額(以下、「無料検診に係る自己負担相当額」という。)を除く。)
 - ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において、種目ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (14) 3の(8)のイの(ア)のaの事業(ただし、無料検診に係る自己負担相当額に限る。)
 - ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とす る。
 - ウ この場合において、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(感染症予防事業費等負担金)

項	1 区 分	2種目	3 基準額	4 対 象 経 費	5補助率
感	感染症	1 手当	特殊勤務手当 290円×特殊勤務従事延べ日 数 (特殊勤務とは感染症法第 6条2項、3項、7項、8 項及び9項に定める感染症	都道府県職員の特殊勤務従 事に対して、支給するために 必要な手当	1/2
染	予防事		の病原体に汚染されている 区域において行う患者の看 護、移送または当該病原体 に汚染された物件若しくは 疑いのある物件の処理作業 に従事すること)		
症	業費	2旅費	次により算定した額の合計 額 (1)都道府県等分	都道府県職員の感染症指定 医療機関(結核指定医療機関 を除く)への指導監査、調査 連絡、感染症患者発生時の防	
対	都道府		ア 指導監査旅費 (都道府県のみ対象) 別表1の単価×感染 症指定医療機関数(結 核指定医療機関を除く	疫活動の実施に必要な経費 ただし、結核に係る感染症 法第17条に規定する者に対 する健康診断、感染症法第1 8条第4項、第22条第4項	
	県)×6回) イ 連絡打合せ旅費	に規定する請求に基づき行う 確認検査、感染症法第53条 の13の規定による精密検査	
策	支弁		適正な実支出額(本 省及び地方連絡旅費で 厚生労働省の指示に係 るものに限る)	の実施に必要な経費を除く。	
	分		ウ 災害時、集団発生時 防疫旅費		

費	適正な実支出額	
	エ 新感染症、新型イン	
	フルエンザ等感染症、	
	1 類感染症防疫旅費	
	適正な実支出額	
	(2)保健所分	
	アー般防疫旅費	
	別表2の単価×患者	
	に感染症法第17条、	
	18条及び23条の書	<u> </u>
	面による通知を行う回]
	数。	
	(患者とは感染症法第	5
	6条第3項、4項及び	\$
	8項に規定する感染症	Ē(
	結核を除く)にかかっ	7
	いると疑うに足りる正	
	当な理由のある者。た	:
	だし、イに係る部分を	
	除く。また、政令市、	
	特別区のある都道府県	
	においては、政令市、	
	特別区の管内で発生し	
	た数を除く。)	
	イ 災害時、集団発生時	• [
	防疫旅費	
	適正な実支出額	
	フルエンザ等感染症、	
	1 類感染症防疫旅費	
	適正な実支出額 適正な実支出額	

3 務費

次により算定した額の合計 額

- (2) 災害時、集団発生時分 適正な実支出額
- (3)新感染症、新型インフルエンザ等感染症、1類感染症発生時分適正な実支出額

ただし、結核に係る感染症 法第17条に規定する者に対 する健康診断、感染症法第1 8条第4項、第22条第4項 に規定する請求に基づき行う 確認検査、感染症法第53条 の13の規定による精密検査 の実施に必要な経費を除く。

4 健 類 康診断 額 費 (結 核を除 付 く)

次により算定した額の合計

健康診断費

ア 非委託分(無料検便) 709円×実施件数 ベロ毒素産生性確認検 感染症法第17条、第45 条に基づき行う健康診断及び 感染症法第18条第4項、第 22条第4項、第48条第4 項に規定する請求に基づき行 う確認検査のために必要な報 酬、給料(ただし会計年度任 査を実施した場合、473円 用職員へ支給されるものに限 を加算

イ 委託分

健康保険法の規定による療、需用費 養に要する費用の額の算定方 (消耗品費、燃料費、印刷製 法(平成6年厚生省告示第5本費、光熱水費、医薬材料費 4号) (70歳以上の者及び65)、委託料 歳以上70歳未満の者であって 老人保健法施行令(昭和57 年政令第293号) 別表第一 に定める障害の状態にあるも のについては、老人保健法の 規定による医療に要する費用 の額の算定に関する基準(平 成6年厚生省告示第72号) に定める算定方法(以下健保 点数等により算定した額に1. 10を乗じて得た額(円未満切 り捨て)))

ウ 新感染症、新型インフ ルエンザ等感染症、1類 感染症分 適正な実支出額

る)、職員手当等(ただし会 計年度任用職員へ支給される ものに限る)、賃金、報償費

健 費(結 核に限 る)

別表5に定める事項の区分 康診断 ごとの延数に当該事項に係る |健康診断(結核に限る)欄の 単価を乗じて得た額の合計額

事項別延数×単価

感染症法第17条に規定す る者に対する健康診断及び感 染症法第18条第4項、第2 2条第4項に規定する請求に 基づき行う確認検査のために 必要な報酬、給料(ただし会 計年度任用職員へ支給される ものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支 給されるものに限る)、賃金

6 管 理検診	別表 5 に定める事項の区分 ごとの延数に当該事項に係る	、報償費、旅費、需用費、役 務費、委託料、使用料及び賃 借料、工事請負費、備品購入 費 感染症法第53条の13の 規定による精密検査のために	
費	管理検診欄の単価を乗じて得た額の合計額 事項別延数×単価	必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、賃金給されるものに限る)、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費	
7 患 者移送 費	適正な実支出額	感染症法第21条及び第4 7条の規定に基づき行う感染 症患者の移送のために必要な 需用費(消耗品費、燃料費、 修繕料、医療材料費)役務費 (通信運搬費、手数料、自動 車損害保険料、自動車重量税)、委託料、使用料及び賃借 料	
8 件、 物に る 措置 及 通 限 び の ひ び の ひ び の し び り し で り し の り し の り り の り の り し の り の り の り の	 (1)物件に係る措置 適正な実支出額 (2)建物に係る措置 適正な実支出額 (3)交通の制限及び遮断 	感染症法第29条第2項及 び第32条並びに第33条(第50条第1項を含む)の規 定に基づき行う防疫作業のた めに必要な報酬、給料(ただ し会計年度任用職員へ支給さ れるものに限る)、職員手当	

<u>.</u>	應断に 要す疫 業諸費	適正な実支出額	等(ただし会計年度任用職員 へ支給されるものに限る)、 賃金、報償費、需用費(消耗 品費、燃料費、食料費、印刷 製本費、光熱水費、修繕料、 賄材料費、医薬材料費)、役 務費(通信運搬費、広告料) 、委託料、使用料及び賃借料 、工事請負費、原材料費	
	9染病にさ場びの方要経を原汚れ所物消法す費感の体染た及件毒にる	(1)特殊勤務手当 290円×特殊勤務従事延 べ日数 (特殊勤務とは感染症法 第6条2項、3項、7項 8項及び9項に定める 感染症の病原体に汚染されている区域において う患者の看護、また物件 方患者に疑いのある物件 の処理作業に従事することをいう。) (2)消毒方法に要する経費 適正な実支出額	感染症法第27条第2項及び第29条第2項(第50条第2項人類を含む)の規定に基当の規定に基当にの必要を含む、一般のでは	
\ \{\frac{1}{2}}	10 が見のにるお族虫駆要経	適正な実支出額	感染症法第28条第2項(法第50条第1項を含む)の 規定に基づいて行うねずみ族 、昆虫等の駆除に必要な賃金 、報酬、給料(ただし会計年 度任用職員へ支給されるもの に限る)、職員手当等(ただ し会計年度任用職員へ支給さ	

 1			
		れるものに限る)、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費 、印刷製本費、修繕料、医薬 材料費) 役務費(通信運搬費 、手数料)、委託料、使用料 及び賃借料、原材料費、備品 購入費	
11 防 疫用備 品費	あらかじめ厚生労働大臣の 承認を受けた品目及び員数に つき次により算定した額の合 計額	防疫業務用設備備品の購入に必要な備品購入費	
	1 患者移送用自動車 適正な単価		
	2 患者移送用陰圧装置 適正な単価		
	3 ろ水器 適正な単価		
	4 噴霧器 適正な単価		
	5 病原体等検査用備品		
	別表3に掲げる品目につ いて適正な単価		
	6 災害防疫用備品 次に掲げる品目について 適正な単価(1)野営テント、寝台及び 寝具		

感染症予防事業費市町	1染病にさ場びの方要経症原汚れ所物消法す費感の体染た及件毒にる	(2)作業用装具 (3)無線機 (4)拡声器 (1)特殊勤務(主事報) (1)特殊勤務(主事報) (1)特殊勤務とは感染症 (特殊勤務とは感染症 (特殊勤務とは感染症 (特殊動務とは感染症 (特殊力質である。) (2)消毒が高いではいいではいいではいいではいいではいいではいいである。という。という。という。という。という。という。という。という。という。という	感染 2 7条第 2 項 2 項 2 項 2 項 (第 2 9 条 第 2 項 (第 5 0 月 2 項 を含む) の規定に手事にが、 2 9 元 でが、 2 1 元	1 (都染第条号定るに。令び区うにて3/ 東(症5第のに部限)市特が事あは)京感法74規係分る政及別行業っ1/
村	2 ね	適正な実支出額	感染症法第28条第2項(
支	ずみ族 、昆虫 等の駆		第50条第1項を含む)の規 定に基づいて行う市町村のね ずみ族、昆虫等の駆除に必要	(3の (1) のアの
弁	等の駆 除に要 する経		な賃金、報酬、給料(ただし 会計年度任用職員へ支給され	の (イ) の 市町
分	費		るものに限る)、職員手当等 (ただし会計年度任用職員へ	村が支弁する

				支給されるものに限る)、需 用費(消耗品費、燃料費、光 熱水費、印刷製本費、修繕料 、医薬材料費)、役務費(通 信運搬費、手数料)、委託料 、使用料及び賃借料、原材料 費、備品購入費	費対道が負業い激用し府行担にて甚のの
		3 活にれのにる の供る供要経生用さ水給す費	適正な実支出額	感染症法第31条第2項(第50条第1項を含む)の用な合きに基づいて行うとにあるととにされるが、たださいの世紀を引きるといったださいが、たださいが、たださいが、たださいが、たださいが、たださいが、たださいが、たださいが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	第19条当場 2/3)
感	感染	事業運 営費	次により算定した額の合計額 ア 本庁分 適正な実支出額 イ 保健所分	感染症法第14条、第14 条の2、第15条(第2項及 び第6項を除く。)、第15 条の2、第15条の3、第1	1/2
染	症発		適正な実支出額	6条第1項、第16条の3(第1項、第3項、第7項から 第10項まで)、第26条の 3(第1項、第3項(第44 条の3の5第6項及び第50 条の6第6項において準用す	

				·	
症	生			る場合を含む。)、第5項から第8項まで。第50条において準用する場合を含む。)	
				及び第26条の4(第1項、	
				第3項、第5項から第8項ま	
	動			で。第50条において準用す	
対				る場合を含む。)、第44条	
				の3の5(第3項から第5項	
	向			まで)、第44条の11 (第	
				1項、第3項、第5項から第	
				8項まで) 並びに第50条の	
策	調			6 (第3項から第5項まで)	
				の規定に基づく感染症の発生	
				動向の把握、調査、病原体等	
	査			の検査及び情報の公表等に係	
				る必要な報酬、給料(ただし	
費				会計年度任用職員へ支給され	
	事			るものに限る)、職員手当等	
				(ただし会計年度任用職員へ	
	NII.			支給されるものに限る)、報	
	業			(首費、旅費、賃金、需用費(
				備品費、消耗品費、医薬材料	
				費、燃料費、光熱水費、食糧	
				費、印刷製本費)、役務費、	
				委託料、使用料及び賃借料、	
				負担金	
		定点医	┃ ┃ 次により算定した額の合計		
		療機関	額	条の2及び第15条(第2項	
		報告経	(1)患者定点医療機関分	及び第6項を除く。)の規定	
		費	ア 疑似症定点以外	に基づく感染症の発生動向の	
			適正な実支出額	把握の実施に必要な報酬、報	
			イ 疑似症定点	償費、委託料、負担金	
			適正な実支出額		
]	(2)病原体定点医療機関分		

		適正な実支出額	
検3		次により算定した額の合計	感染症法第14条、第14
施劉	費 額		条の2、第15条(第2項及
	(1)検査費	び第6項を除く。)、第15
		適正な実支出額	条の2、第15条の3、第1
			6条の3(第1項、第3項、
	(2) 精度管理費	第7項から第10項まで)、
			第26条の3(第1項、第3
		アー検査機器管理料(別	
	表	3に掲げる品目に限る)	及び第50条の6第6項にお
		適正な実支出額	いて準用する場合を含む。)
			、第5項から第8項まで。第
		イ 精度管理研修会経費	50条において準用する場合
		適正な実支出額	を含む。)及び第26条の4
			(第1項、第3項、第5項か
		ウ 外部精度評価参加経	ら第8項まで。第50条にお
	費		いて準用する場合を含む。)
		適正な実支出額	、第44条の3の5(第3項
			から第5項まで)、第44条
			の11(第1項、第3項、第
			5項から第8項まで)並びに
			第50条の6(第3項から第
			5項まで)の規定に基づく感
			染症の発生動向の把握、調査
			並びに病原体等の検査及び当
			該検査の精度管理に係る必要
			な報酬、給料(ただし会計年
			度任用職員へ支給されるもの
			に限る)、職員手当等(ただ
			し会計年度任用職員へ支給さ
			れるものに限る)、報償費、
			旅費、賃金、需用費(備品費
			、消耗品費、医薬材料費、燃
			料費、光熱水費、食糧費、印
			刷製本費)、役務費、委託料
			、使用料及び賃借料、負担金

	密入国	適正な実支出額	検疫法第22条第3項及び	10/10
密	検疫等		23条第3項(同条第6項に	
入	事業費		おいて準用する場合を含む。	
国)の規定に基づき保健所長の	
検			とる措置に直接必要な報酬、	
疫			給料(ただし会計年度任用職	
等			員へ支給されるものに限る)	
事			、職員手当等(ただし会計年	
業			度任用職員へ支給されるもの	
費			に限る)、賃金、報償費、旅	
			費、需用費(消耗品費、燃料	
			費、食糧費、光熱水費、印刷	
			製本費、医薬材料費)、役務	
			費(通信運搬費)、委託料、	
			使用料及び賃借料、原材料費	
			CATA SHITT MITTER	

(感染症医療費負担金)

項	1区 分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助 率
感染症対策費	感染症患者入院医療費	感染 患者 院費	適正な実支出額	感染症法第37条第1項及び第42条第1項の規定に基づいて都道府県が支弁する感染症患者(結核患者を除く。)の医療療養費(平成7年6月16日厚生省発健医第189号通知に定める自己負担額の認定基準により算出した自己負担額を控除した額)	3/4

(予防接種対策費負担金)

項	1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率
感染症対策費	予防接種事故救済給付費	市町村 又は特 別区の	予防接種法第15条第1項 及び昭和51年一部改正法附 則第3条第1項の規定による 給付に要した額	A類疾病に係る医療費、医療手当、障害児養育年金、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料、介護加算額及びB類疾病に係る医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付に必要な補償、補填及び賠償金等	2/3

(疾病予防対策事業費等補助金)

-	_												
項	1区分	2種目	3	基	準	額		4	対	象	経	費	5補助率
感	感	感染症	厚生労働	動大臣	三が東	公要と認	以め					事業の実	1/2
	染	予防体	た額					施に必要	とな賃	金、	報酬	、給料	
	症	制整備						(ただし	会計	年度	任用	職員へ	
	対	事業						支給され	いるも	のに	限る)、職	
	策							員手当等) (た	だし	会計	年度任	
	特							用職員へ	>支給	され	るも	のに限	
染	別							る)、執	设貨費	、謝	金、	会議費	
	促							、旅費、	需用	費(消耗	品費、	
	進							印刷製本	、費、	材料	費、	光熱水	
	事							費、燃料	‡費、	修繕	料)	、役務	
	業							費(通信	言運搬	費、	手数	料、保	
								険料)、	委託	料、	使用	料及び	
症								賃借料、	備品	購入	費、	補助及	
								び交付金	之				

		1		
対策	結核対 策特別 促進事 業		結核対策特別促進事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	10/10
			NE.	
費	新型イ ンフル エンザ 対策事 業		新型インフルエンザ対策事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費、委託費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2
	肝炎 書 接 事業	7	肝炎患者等支援対策事業の 実施に必要な会議費、報酬、 給料(ただし会計年度任用職 員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年 度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、賃金、保 険料、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費)、賃借 料、備品購入費、補助及び交 付金	1/2

	イ 肝疾患相談・支援センターの設置 1拠点病院当たり 11,071千円以内で厚生 労働大臣が必要と認め た額 ウ 市町村等技術支援等 事業 厚生労働大臣が必要 と認めた額 エ 地域連携事業 厚生労働大臣が必要 と認めた額		
肝炎治療促進(業療	うち、別に定めるところにより対象患者が保険医療機関又	肝炎治療特別促進事業の実 施に必要な負担金、補助及び 交付金、扶助費	1/2
肝炎治療特別 促進事 業(事	類	肝炎治療特別促進事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当	1/2

務費)	(国保分)審査支払件数 ×94円 (社保分)審査支払件数 ×78円20銭 (2)受給者証等作成費 厚生労働大臣が必要と 認めた額 (3)肝炎認定協議会費 厚生労働大臣が必要と 認めた額 (4)普及啓発費 厚生労働大臣が必要と 認めた額 (5)システム改修等経費 厚生労働大臣が必要と 認めた額	等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、 共済費、賃金、報償費、旅費、会議費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、委託料、使 用料及び賃借料、役務費、備 品購入費、負担金	
地域薬剤耐性対策推進モデル事業	1都道府県当たり8,189,000円	地域薬剤耐性対策推進モデル事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費、委託費、使用料及び貸借料	1/2
特 性感染 定 症・H 感 T L V	1 性感染症・HTLV-1	1 保健所等における性器ク ラミジア感染症、性器ヘル ペスウイルス感染症、尖圭	1/2

染 - 1 検 査及び 症 相談事 症 検 査 業、風 箬 しん抗 体検査 事 業 事業、 費 緊急風 しん抗 体検査 等事業

(1) 検査費

ア 性器クラミジア感染

1,880円×検査延件数

イ 性器ヘルペスウイル ス感染症

790円×検査延件数

ウ 尖圭コンジローマ 790円×検査延件数

工 梅毒

査

(ア) STS検査150円×検査延件数

- (イ) TPHA検査320円×検査延件数
- (ウ) FTA-ABS検

1,340円×検査延件数

才 淋菌感染症 1,980円×検査延件数

カ HTLV-1検査(ア) スクリーニング検査査850円×検査延件数

- (イ)確認検査 4,250円×検査延件数
- (ウ)精密検査 4,500円×検査延件数

(2) 旅費

ア 都道府県分(沖縄県を除く)

1,120円×勧奨検査の 為出動した延人員数

イ 政令市及び特別区分 470円×勧奨検査の為 出動した延人員数

ウ 沖縄県分 4,220円×勧奨検査 の為出動した延人員数

(3) 相談事業費 相談員(医師) 13,500円×12回×1人 (ただし厚生労働大臣 が必要と認めた場合は 、その認めた回数)

2 風しん抗体検査事業ア 検査費6,750円×件数

2

ア 検査費

	ı			
			金、補助及び交付金	
		普及啓発費 厚生労働大臣が必要と認め :額	イ 普及啓発費 風しん抗体検査の普及啓発 に必要な諸謝金、賃金、報酬 、給料(ただし会計年度任用 職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計 年度任用職員へ支給されるも のに限る)、旅費、需用費 のに限る)、旅費、需用費 のに限る)、旅費、印刷製本 費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、医薬材料費) 、役務費(通信運搬費、手数	
			料、保険料)、委託費、使用料及び賃借料	
	3	緊急風しん抗体検査等事 業	3 医療機関等委託又は保健 所等による風しん抗体検査の	
		厚生労働大臣が必要と認 めた額	実施及び記録等に必要な諸謝金、賃金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員	
			へ支給されるものに限る)、 旅費、需用費(消耗品費、燃 料費、印刷製本費、光熱水費 、医薬材料費)、役務費、委	
			託料、使用料及び賃借料、負 担金	
打	元体検 額 査及び	次の1~3により算定した の合計額		1/2
		保健所実施分 (1)検査・相談事業費	1 保健所において実施する H I V抗体検査・相談事業	

る相談 事業 ①抗体スクリーニング検査 及び相談 (9:00~17:00)

1,750円×件数

- ②抗体スクリーニング検査 及び相談(17:00~)
 - 2,180円×件数
- ③抗体スクリーニング検査 及び相談(土日)
 - 2,360円×件数
- ④確認検査
 - 2,800円×件数
- (2) 人件費(臨時雇用している場合のみ)
- ①医師
 - 21,700円×検査実施日数
- ②看護師等
 - 6,500円×検査実施日数
- 2 委託実施分
- (1) 検査·相談委託
- ①抗体スクリーニング検査 及び相談
 - 5,340円×件数
- ②確認検査
 - 2,800円×件数
- ③エイズ治療拠点病院分
 - 3,730円×件数
- (2) 相談委託
 - 2,700円×件数

2 委託して実施するHIV 抗体検査・相談事業に必要 な報酬、給料(ただし会計 年度任用職員へ支給される ものに限る)、職員手当等 (ただし会計年度任用職員 へ支給されるものに限る) 、共済費、賃金、報償費、 国内旅費、需用費(消耗品 費、医薬材料費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費)、 役務費(通信運搬費、手数 料、保険料、保管料、広告 料)、委託費、使用料及び 賃借料、備品購入費、負担 金

	3 重点都道府県第 事業 検査・相談体制の めの会場の使用料が に係る経費のうち、 支出額	の整備のた 及び賃借料	3 重点都道府県等特別対策 事業の実施に必要な委託費 (ただし会場の賃借料相当 額に限る)、使用料及び賃 借料	
ウス と	(保健所実施) 実施方法別(ス検査費	(1)~(3) 肝炎ウイル ス検査及び相談事業に必要 な諸謝金、報酬、給料(た だし会計年度任用職員へ支 給されるものに限る)、職	1/2
事業	実施方法 基本型 (B型+C型希望) B型希望なし C型希望なし	基準単価 円 2,222 1,254 968	員手当等(ただし会計年度 任用職員へ支給されるもの に限る)、共済費、賃金、 旅費、需用費(消耗品費、 燃料費、印刷製本費、光熱 水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、 手数料、保険料、保管料、 広告料)、委託料、使用料	

- (2) 肝炎ウイルス検査費 (委託医療機関) 厚生労働大臣が必要と 認めた額
- (3) 相談事業費 相談員(医師) 13,500円×12回×1人 (ただし厚生労働大臣 が必要と認めた場合は 、その認めた回数)
- (4)職域検査促進事業 厚生労働大臣が必要と 認めた額
- (5)陽性者のフォローアップ厚生労働大臣が必要と認めた額
- (6)初回精密検査・定期検査費用の助成 厚生労働大臣が必要と認めた額

- 及び賃借料、備品購入費、 負担金
- (4)職域検査促進事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手間員へだし会計年度任用限る等(ただし会計年度任用限る)、共済費、賃金、旅費、賃金、旅費、調費(消耗品費、印間、で賃借料、役務費(通信運搬費)、役務費(通信運搬費)、委託料
- (5)陽性者のフォローアップ事業に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

	1	1	T	
肝がん・重度肝硬変治療研究促	肝・肝治究事(費が重硬療促業医)		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2
進事業	肝・肝治究事(費が重硬療促業事)	(国保分)審査支払件数 ×94円	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に必要なと計年の実施に会計年のといるといるというでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	1/2

予防 接種 セン	種センター機	額		1/2
夕 機能 推進 事業	事業	(1) 平日・時間内での予防 接種の実施、情報提供、 接種前後の医療相談事 業、医療従事者向け研修 等 1都道府県当たり 2,452,000円	(1) 平日・時間内での予防接種センター機能推進事業に必要な旅費(国内に限る)、報償費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
		 (2)休日・時間外での予防接種の実施 1都道府県当たり 1,086,000円 ※ (1)・(2)ともに、予防接種センターが行う予防接種経費は除く 	(2) 休日・時間外での予防接種センター機能推進事業に必要な報償費、役務費(通信運搬費)	
		(3) ワクチン流通情報収集 等事業 1 都道府県当たり 1,932,000円	(3) ワクチン流通情報収集 等事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、諸謝金、旅費(国内に限る)、諸謝金、旅費、同人に関る)、強費、明制製本費、分務費(通信運搬費)、受務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)	

2/3ポ ポリオ 次により算定した額の合計 ポリオ生ワクチンの定期接 生ワク 種から2次感染したことによ 額 チン2 る医療費、医療手当、特別手 オ (1) 医療費 当、死亡一時金、葬祭料の給 生 次感染 次に掲げる医療に要し 付に必要な補償、補填及び賠 対策事 た費用の額を限度とする ワ 業 。ただし、予防接種法施 償金等 行令第10条第1項ただ チ ン し書きに定める法令の規 定により医療に関する給 2 付を受け、又は受けるこ 次 感 とができた場合には、当 該費用に要した費用の額 染 から当該医療に関する給 対 付の額を控除した額とす 策 事 ること。 業 ア診察 イ 薬剤又は治療材料の 支給 ウ 医学的処置、手術及 びその他の治療並びに 施術 エ 居宅における療養上 の管理及びその療養に 伴う世話その他の看護 オ 病院又は療養所への 入院及びその療養に伴 う世話その他の看護 力 移送

(2) 医療手当

医療手当の支給額は、 1月につき、次の区分に 従い、当該区分に定める 額とする。 ア その月において(1)のアからエに規定す る医療を受けた日数が 3日以上の場合 38,900円 イ その月においてアに 規定する医療を受けた 日数が3日未満の場合 36,900円 ウ その月において(1)の才に規定する医療 を受けた日数が8日以 上の場合 38,900円 エ その月においてウに 規定する医療を受けた 日数が8日未満の場合 36,900円 オ 同一の月において(1) のアからエに規定 する医療と(1)のオ に規定する医療とを受 けた場合 38,900円 (3)特別手当 ア 障害児の養育に対す

る特別手当

一 別表6に定める1

級の障害の状態にあ	
る者	
927, 600円	
二 別表6に定める2	
級の障害の状態にあ	
る者	
741,600円	
イ 18歳以上の障害者に	
対する特別手当	
一 別表7に定める1	
級の障害の状態にあ	
る者	
2,966,400円	
 二 別表7に定める2	
級の障害の状態にあ	
る者	
2, 373, 600円	
(4) 死亡一時金	
ア 死亡した者が生計維	
持者であった場合の遺	
族に対する一時金	
厚生労働大臣が必要	
と認めた額	
イ 死亡した者が生計維	
持者でなかった場合の	
遺族に対する一時金	
7, 783, 200円	
(5)葬祭料	
215, 000円	
210, 000 □	

ーロ ナワ クチ ン 反 応	新ロク副相制事コワン応体築費		副反応相談体制構築事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、賃金、報償費、役務費、通信運搬費、手数料、保険料、保管料、広告料)、委託費	定額
ナン バー 情報 連携	マン情報整業十一連制事		予防接種法に基づく定期接種に係るマイナンバー情報連携体制整備事業に必要な使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託費、備品購入費、負担金	2/3
エ イ ズ 対 策 促	エイ策 準事	厚生労働大臣が必要と認めた額	エイズ対策促進事業に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、自会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、国内旅費、国内旅費、国内旅費、国内旅費、無用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、食糧費、農業材料費、光熱水費、億種類、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、保管料、	1/2
進			広告料)、委託費、使用料及 び賃借料、備品購入費、負担	

+			金	
事				
業	地口工対進費ブクズ促業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地方ブロックエイズ対策促進事業に必要な報酬、給料へ支給料へ支持を受任用職員、職員のに限るが、大きないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	10/10
風し ん抗 体検 査等	(国保連合会)	厚生労働大臣が必要と認めた額	緊急風しん抗体検査等事業 (国保連合会)に必要な諸謝 金、賃金、報酬、給料、職員 手当等、旅費、需用費(消耗 品費、燃料費、印刷製本費、 光熱水費、医薬材料費)、役 務費、委託料、使用料及び賃 借料、負担金	10/10

負担 医療 対応	公担対ス改業負療シム事		公費負担医療対応システム 改修事業に必要な使用料及び 賃借料、需用費、役務費、委 託費、備品購入費	10/10
薬確	抗菌薬確保支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	「抗微生物薬適正使用の手 引き」に則り、適正使用の推 進を図った抗菌薬の数量に当 該薬剤の薬価を乗じて得た額	10/10
症臨 床研 究体	感路究構業	1 医療機関当たり20,000,000円	感染症臨床研究体制構築事業に必要な諸謝金、賃金、賃金、賃金、賃金、賃金、賃金を設定しただされて、 一般ではいるがある。 一般ではいるがある。 一般ではいるがある。 一般ではいるがある。 一般ではいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいるが、 一をはいないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	ŕ

	· I			1
症機理ーーッ人育	感危理ダッ材モ事染機リープ育デ業症管ーシ人成ル	厚生労働大臣が必要と認めた額	感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業に必要な諸謝金、賃金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに保る)、旅費、役務費、委託料、負担金	1 / 2
事業	予防計練等事業	1都道府県、政令市及び特別区当たり 642,000円	予防計画訓練等事業に必要な諸謝金、報酬、給員金、報酬、給員金、報酬、給員年度任用職員、在だれる計年のにといるものでしたが、大きのでは、は、いきのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1/2
情報 セン ター	肝炎情をおりている。おります。おります。おります。おります。		肝炎情報センター戦略的強 化事業の実施に必要な報償費 、旅費、需用費(消耗品費、 印刷製本費)、役務費(雑役 務費、通信運搬費)、会議費 、使用料及び賃借料、賃金、 委託料、備品購入費	10/10

	予接事発調費	種事故 発生調	239,000円×事故調査件数	予防接種健康被害調査委員 会が行う予防接種による健康 被害に関する調査等に必要な 報酬、報償費、旅費、需用費 (食糧費、印刷製本費)、使 用料及び賃借料	2/3
特定定	マ・レギ特対チアルー別策	チ・ア レルギ ー特別 対策事	厚生労働大臣が必要と認めた額	リウマチ・アレルギー特別 対策事業の実施に必要な報酬 、給料(ただし会計年度任用 職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計 年度任用職員へ支給されるも のに限る)、報償費、旅費、	1/2
疾 患 等	事業			需用費(消耗品費、食糧費、 印刷製本費)、役務費(通信 運搬費)、委託料、使用料及 び賃借料 ただし、報償費、需用費(消 耗品費、食糧費)、使用料及 び賃借料については、都道府 県に限る。	
対	療養生活環境敷	難病相談支援センター事業	1 都道府県、指定都市当たり 23,517,000円とする。 ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合は1都道府県 場定都東当たり	難病相談支援センター事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費品の関係を表し、共済費品の関係を表し、共済費品の関係を表し、共済費品の関係を表し、共済費品の関係を表し、共済費品の関係を表し、共済費品の関係を表し、共済費品の関係を表し、共済費品の関係を表し、	1/2
東	整備		、指定都市当たり)、共済費、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、燃料費、	

業費		厚生労働大臣が認めた額とする。	食糧費、印刷製本費、医薬材料費、光熱水費、修繕料)、 役務費、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費、負担金 、補助及び交付金	
	難者ール養修事かの一研業	厚生労働大臣が必要と認めた額	難病患者等ホームヘルパー 養成研修事業に必要な報償 費、需用費、役務費、委託 料、負担金、使用料及び賃借 料	1/2
	在工器患援化明使者事	又は高齢者の医療の確保に関	在宅人工呼吸器使用患者支援事業に必要な報償費、委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	1/2

	問看護の費用の額 1回につき 7,950円		
	(4) その他の医療機関が行 う保健師、助産師、看護 師、理学療法士、作業療 法士又は言語聴覚士によ る訪問看護の費用の額 1回につき 5,550円		
	(5) その他の医療機関が行 う准看護師による訪問看 護の費用の額 1回につき 5,050円		
	注:1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合にあっては、3回目に対して次の金額とする。		
	①保健師、助産師、看護師 、理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士による訪問 の費用 1回につき 2,500円		
	②准看護師による訪問看護 の費用 1回につき 2,000円		
指定難 病要支 援者証 明事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	指定難病要支援者証明事業の 実施に必要な報酬、給料(た だし会計年度任用職員へ支給 されるものに限る)、職員手	1/2

			当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る) 、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金	
難病特別対策推進事業	難療体備等病提制事	次により算出した額 (1)(2)以外の事業 1都道府県当たり ア人口500万人以上の場合 23,997千円 イ人口150万人以上500万 人未満の場合 21,816千円 ウ人口150万人未満の場合 20,962千円 (2)在宅難病患者一時入院等事業 アー時入院事業 アー時入院事業 19,270円×実施日数(実施日数は、原則1日以内とする) イ在宅レスパイト事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	難病医療提供体制整備事業等の実施には会計年度に限る。 大だし会計のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 を発生のでは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 を	1/2
	難病患 者地域 支援対	次表の管内保健所区分ごと の基準単価に事業実施保健所 数((1)から(5)の事業	難病患者地域支援対策推進 事業の実施に必要な報酬、報 償費、旅費、需用費(消耗品	1/2

	策推進 事業		以上の事業を実施 を乗じた額の合計	本費、光熱委託料、使	、食糧費、印刷製 水費)、役務費、 用料及び賃借料、 、負担金、補助及	
		管内	保健所区分	基準単価		
		大保健所	人口40万人以上	2,824千円		
		中保健所	人口10万人以上 40万人未満	1,540千円		
		小保健所	人口10万人未満	855千円		
		(1)在宅 ・評価事業	療養支援計画策定			
		(2) 訪問 (3) 医療	相談員育成事業 相談事業			
		(4)訪問	相談・指導事業			
		(5)難病	対策地域協議会			
)	神経難 病患者 在宅医	次により 額	算出した額の合計	事業の実施	患者在宅医療支援 に必要な報酬、給 会計年度任用職員	1/2 (国立 大学法
) }	療支援 事業 「	要する 1都	チームの派遣等に 経費 S道府県等当たり 000円	へ支給され 職員手当等 任用職員へ	るものに限る)、 (ただし会計年度 支給されるものに 償費、旅費、需用	人、国 立高度 専門医療研究

	(2)確定診断(剖検)に要 する経費 1回当たり 471,000円×厚生労働大 臣が認めた実施回数	費(消耗品費、食糧費、印刷 製本費)、役務費(通信運搬 費)、委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費、負担金、 補助及び交付金	セー独政国院にて/シーをが行人病構い10)
難病指 定 修 業	難病指定医等研修事業 研修開催経費 1都道府県・指定都市 当たり376,000円	難病指定医等研修事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手員へ支給されるものに限る)、報償費、統費、需用費(消耗品費、旅費、需用費(通信運搬費)、役務費(通信運搬費)、役務費(通信運搬費)、後期及び賃借料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	1/2
指定難 病事業	次により算出した額の合計額 (1)指定難病審査会に要する経費 1都道府県、指定都市当たり1,124,000円 (2)臨床調査個人票入力データ管理等経費厚生労働大臣が必要と認めた額	指定難病審査会事業の実施 に必要な報酬、給料(ただし 会計年度任用職員へ支給され るものに限る)、職員手当等 (ただし会計年度任用職員へ 支給されるものに限る)、報 債費、旅費、需用費(消耗品 費、印刷製本費、食糧費)、 役務費(通信運搬費)、委託 料、使用料及び賃借料、負担 金、補助及び交付金	1/2

指定難 精報 推 供事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	指定難病患者情報提供事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1/2
情供トクテ用整業報ネワシム環備		情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金	2/3
臨床調 查個子 化事業	厚生労働大臣が必要と認め た額 ただし、医療機関について は、1医療機関当たり 100,000円	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等 の環境整備に必要な需用費、 役務費、委託料、備品購入費 、負担金、補助金及び交付金	ついて は10/1

難病医 療費助額 成制度 におけ るオン ライン 資格確 認のた めの医 療機関 システ ム改修 等事業

次により算出した額の合計 難病医療費助成制度における 10/10

- 認のために必要な周知・ 広報等事務に要する経費 厚生労働大臣が必要と 認めた額
- (2) 難病先行実施参加医療 テム改修に要する経費 厚生労働大臣が必要と 認めた額

オンライン資格確認のための (1) 難病医療費助成制度に 医療機関システム改修等事業 おけるオンライン資格確に必要な報酬、給料(ただし 会計年度任用職員へ支給され るものに限る) 、職員手当等 (ただし会計年度任用職員へ 支給されるものに限る)、共 済費、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、食糧費、印刷製 機関が行う難病医療費助 本費)、役務費(通信運搬費 成制度におけるオンライ)、委託料、使用料及び賃借 ン資格確認のためのシスト、備品購入費、負担金、補 助及び交付金

慢腎病CD特対事	た額 KD 特別	慢性腎臓病(CKD)特別 対策事変に必要な報酬、治料(ただし会計年度任用 職員へ支給されるものに民る) 、総員の支給されるものに会計 ・ででは、 、でででは、 、でででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、ででは、 、でででは、 、でででは、 、でででは、 、でででは、 、でででは、 、でででは、 、でででででででで	1/2
循 器 特 対 事	特別 た額	循環器病特別対策事業の実 施に必要な報酬、給料へ支 を計事な報酬、給料の を計事を を計算を を計算を をはまままます。 をはいる。 をはな。 をはな。 をしな。	1/2
特定 特 <i>;</i> 疾患 疾患		特定疾患治療研究事業の実 施に必要な委託料、負担金、	1/2 (スモ

治療	療研究	めるところにより対象疾患患	補助金及び交付金、	扶助費	ンにつ
研究	事業	者が医療機関に支払う額を控			いては
事業		除した額			10/10
)
		(1) 「診療報酬の算定方法			
		(平成20年厚生労働省告示			
		第59号)」、「入院時食事			
		療養費に係る食事療養及び入			
		院時生活療養費に係る生活療			
		養の費用の額の算定に関する			
		基準(平成18年厚生労働省			
		告示第99号)」、「訪問看			
		護療養費に係る指定訪問看護			
		の費用の額の算定方法(平成			
		20年厚生労働省告示第67			
		号)」、「保険外併用療養費			
		に係る療養についての費用の			
		額の算定方法(平成18年厚			
		生労働省告示第496号)」			
		若しくは「厚生労働大臣が指			
		定する病院の病棟における療			
		養に要する費用の額の算定方			
		法(平成20年厚生労働省告			
		示第93号)」により算定し			
		た額の合計額から医療保険各			
		法又は高齢者の医療の確保に			
		関する法律の規定による医療			
		に関する給付に関し保険者又			
		は市町村が負担すべき額及び			
		別に定める額を控除した額(
		高齢者の医療の確保に関する			
		法律の規定による医療を受け			
		る対象患者については、同法			
		の規定による一部負担金、入			
		院時食事療養標準負担額及び			
		入院時生活療養標準負担額並			
		びに基本利用料に相当する額			

		の合計額から別に定める額を		
		控除した額)		
		(2)介護保険法第7条第3		
		項又は第4項に該当する対象		
		疾患患者に対する同法の規定		
		による訪問看護、訪問リハビ		
		リテーション、居宅療養管理		
		指導、介護療養施設サービス		
		、介護予防訪問看護、介護予		
		防訪問リハビリテーション、		
		介護予防居宅療養管理指導及		
		び介護医療院サービスに関し		
		「指定居宅サービスに要する		
		費用の額の算定に関する基準		
		(平成12年2月厚生省告示		
		第19号)」、「指定施設サ		
		ービス等に要する費用の額の		
		算定に関する基準(平成12		
		年2月厚生省告示第21号)		
		」又は「指定介護予防サービ		
		スに要する費用の額の算定に		
		関する基準(平成18年厚生		
		労働省告示第127号)」に		
		より算定した額の合計額から		
		保険者が負担すべき額(介護		
		保険法第69条第3項の規定		
		の適用がある場合にあっては		
		、当該規定が適用される前の		
		額)及び別に定める額を控除		
		した額		
		, O , O , O ,		
,	スモン	はり等治療費として、月7	スモンに対するはり、きゅ	10/10
		回を限度に次の金額とする。	う及びマッサージ治療研究事	10/ 10
	るはり	C KK/X I C M × / 北限 C) 'J o	業の実施に必要な委託料、負	
	いはり 、きゅ	(1)はり1回につき、	担金、補助金及び交付金、扶	
	、ロツ	(エ) はソエ四にフロ、	15亚、丽奶亚及U文门亚、1人	

Ž.	及び 2,	910 □	助費	
			功貝	
		(初回 2,910円)		
	ジ治	(a) k 2 4 1113 k		
		(2) きゅう1回につき、		
費		, 810円		
		(初回 2,910円)		
	注	i、はり又はきゅうと併せて		
	`	施術効果を促進するため、		
	la	はり、きゅうの業務の範囲内		
	13	こおいて人の健康に危害を及		
		ぎすおそれのない電気針又は		
		宣気温灸器を使用した場合に		
		らっては、1回につき、		
		, 910円		
		(初回 3,010円)		
		(7))四 3,010円)		
		(2) はりしゃょるの海岸田		
		(3) はりときゅう 2 術併用		
		回につき、		
		, 930円		
		(初回 4,030円)		
		(4)はり又はきゅうとマッ		
		. ,		
		ナージ2術併用1回につき、		
	1	, 930円		
		(初回 4,030円)		
		E、はり又はきゅうと併せて		
		施術効果を促進するため、		
	Vo	はり、きゅうの業務の範囲内		
	13	こおいて人の健康に危害を及		
	FI	ぼすおそれのない電気針又は		
	電	宣気温灸器を使用した場合に		
	す	らっては、1回につき、		
		, 030円		
	1	(初回 4,130円)		
		(5) マッサージ1回につき		
		2,810円		

		(5局所) (6) 鍼通電方式のはりを実施した場合、1回当たり300円を加算 (7) 往療料 患者1人1回につき、 2,300円(原則、片道16km以内)		
	特定疾 患治療 研究事 務費	厚生労働大臣が必要と認め た額	特定疾患治療研究事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1/2 (スモ ンにつ いては 10/10)
	スにる、うマー療事と対はき及ッジ研務ンすりゅびサ治究費	厚生労働大臣が必要と認めた額	スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業の実施に必要な報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10
等制	難病等制度推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	難病等制度推進事業の実施 に必要な報酬、給料(ただし 会計年度任用職員へ支給され るものに限る)、職員手当等 (ただし会計年度任用職員へ 支給されるものに限る)、報	10/10

			償費、諸謝金、賃金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、消 耗品費、燃料費、食料費(会 議費)、印刷製本費、光熱水 費、役務費(雑役務費、通信 運搬費)、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費	
中心病等合援	脳・病合セール卒心等支ンモ事中臓総援タデ業		脳卒中・心臓病等総合支援 センターモデル事業の実施に 必要な諸謝金、旅費、庁費(備品費、消耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、借料及び損 料、会議費、賃金、保険料、 子ども子育て拠出金、雑役務 費)、委託費	10/10
腎病(KD重化防たの臓	臓C)化のの体築多連デ業病K重予た診制及職携ル(D症防め療構び種モ事	厚生労働大臣が必要と認めた額	慢性腎臓病(CKD)重症 化予防のための診療体制構築 及び多職種連携モデル事業の 実施に必要な報償費、共済費、 給料、職員手当等、共済費、 旅費、需用費(消耗品費、印 刷製本費)、会議費、委託料入費 棚費)、賃借料、備品購入費	10/10

	職連モル業				
地域保健対策費	従事 者現	健従事 者現任 教育推 進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域保健従事者現任教育推進事業費の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料	1/2
	• 職	地域· 職域連 携推進 事業費	厚生労働大臣が必要と認め た額	地域・職域連携推進事業の 実施に必要な報酬、報償費、 旅費、需用費(消耗品費、食 糧費、印刷製本費)、役務費 (通信運搬費)、委託料、使 用料及び賃借料	1/2
健康危機管理推進費	地域健康危機管理対	地域 康 管 粗 事	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域健康危機管理体制推進事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費	1/2

	策 事 業 費)、委託料、使用料及び賃借料 、備品購入費 ただし、委託料については 実施要綱3(5)の事業に限 る。 また、実施要綱3(1)~ (4)の事業に限り、給料、 職員手当等を除く。実施要綱 3(6)及び(7)の事業に 限り、備品購入費を除く。	
		地康管策事健機対別費	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域健康危機管理対策特別事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給される時間外勤務手当に限る)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料、費、食糧費、印刷製本費)、機料、費、食糧費、印刷製本費)、後費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
健		たばこ 対策促	厚生労働大臣が必要と認め た額	たばこ対策促進事業の実施 に必要な報酬、給料(ただし	1/2
康	生活 習慣	進事業 費		会計年度任用職員へ支給され るものに限る)、職員手当等	
増	づく り重			(ただし会計年度任用職員へ 支給されるものに限る)、報	
進	点化 事業			償費、旅費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷製本費)、	
対				役務費、委託料、使用料及び 賃借料	
策					

費	受類、定理、受動、関係、要のでは、関係を関係を関する。	厚生労働大臣が必要と認めた額	受動喫煙対策促進事業の実施に登録を報酬、給料(たださ料料(ただされるとのでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1/2
	糖尿病 予事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	施に限る。 糖尿病予防戦略事業の実施 に必要な報酬、給料(ただし 会計年度任用職員へ支給され るものに限る)、職員手当等 (ただし会計年度任用職員へ 支給されるものに限る)、報 償費、旅費、無用費(消耗品 費、会議費、印刷製本費)、 役務費、委託料、使用料及び 賃借料	1/2
	地域の 健康増 進活動 支援 業	厚生労働大臣が必要と認め た額	地域の健康増進活動支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、保険料、委託費	10/10

特殊調に応き調師修業	型に た額 ごで う調 「所研	特殊な調理に対応できる調理師研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、保険料、委託費	10/10
が参連拠病機強事費が療拠院強業	種携 額 (1)がん相談支援事業 対象経費のうち、報 対象経費のうち、報 酬、給料、職員手当等 (通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額	がおり、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	1(行人国学にて/2 独政及立法つは10)2 立法び大人い10

		の実施日数のうち病床利用 日数)とし、1,633,000円以 内で厚生労働大臣が必要と 認めた額 ただし、上記以外の経費は 厚生労働大臣が必要と認めた 額		
		(3) その他の事業 厚生労働大臣が必要と 認めた額		
; ;	地ん病機化物が療等強業	次により算出した額の合計額 (1)がん相談支援事業 対象経費のうち、報 酬、給料、期妻・勤勉・ 当、時間外勤務で、事業・動物・ 当、時間外勤務でのが、相談・事間・事業を表す。 でのが、相談・事業をでのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、相談・事業を表す。 でのが、もいいのは、またが、ののの内では、またが、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	地域がん診療病院等機能強、治療病院等機能強、治療な報酬、治療な報酬を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	1/2

	(2) その他の事業 厚生労働大臣が必要と 認めた額		
小ん病能事が点機化費	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児がみの がんが要は がんが要は がと等(時間では、 のので	10/10
小の機能を変える。	厚生労働大臣が必要と認めた額	小児がん中央機関機能強化 事業に必要な報酬、給料、職 員諸手当(通勤手当、期末・ 勤勉手当、時間外勤務手当) 、共済費、会議費、賃金、報 償費、旅費(国内旅費)、需 開費(図書購入費、消耗品費 、印刷製本費)、役務費(通 信運搬費、保守料、広告料) 、委託料、使用料及び賃借料 、備品購入費	10/10

		ただし、給料、職員諸手当 (通勤手当、期末・勤勉手当 、時間外勤務手当)及び共済 費については、小児がん相談 ・支援事業、小児がん医療の 診断支援事業及び小児がん登 録事業に限る。	
希ん機能事が央機化	72, 738, 000 円	希少がん中央機関機能強化 事業に当時では、 事業は一年の 事業に当時の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年の 一年	10/10
がノ療拠院能事がと核病機化	厚生労働大臣が必要と認めた額	がんゲノム医療中核拠点病 院等機能強化事業に必要な報 酬、給料、職員手当等(通勤 手当、期末・勤勉手当、時間 外勤務手当)、共済費、会議 費、報償費、旅費(国内旅費)、需用費(図書購入費、消 耗品費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、保守料、広	10/10

			告料)、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費 ただし、給料、職員手当等 (通勤手当、期末・勤勉手当 、時間外勤務手当)及び共済 費については、がんゲノム医 療支援事業に限る。	
府県 健康	都	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県健康対策推進事業の実施に必要な報酬、給料(が必 銀資する事業を除く都道所開康財策推進事業に従事した分に 限る。)、職員手当等(が心強に資する事業を 除く都道所開康財策推進事業に従事した分に限る。)、共 済費(が必録に資する事業を除く都道所開康財策推進事業には分に限る。)、会議費、報償費 、旅費(国内旅費、費用弁償)、需用費(図書購入費、消 耗品費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、保険料、広 告料)、備品購入費、委託料 、使用料及び賃借料、負担金	1/2
	新スジっんの支業たテにた検総援な一入が診合事	次により算出した額の合計 額 (1)検診費 厚生労働大臣が必要と認め る単価×検診件数とする。 ただし、市区町村において 、受診者に自己負担額が生じ る場合には、(単価ー自己負 担額)×検診件数とする。 (2)事務費 厚生労働大臣が必要と認め る単価×対象者数とする。た	新たなステージに入ったが ん検診の総合支援事業の実施 に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診 における自己負担相当部分 2 事務費 報酬、給料、職員手当等 (通勤手当、期末・勤勉手 当、時間外勤務手当)、共 済費、需用費(備品購入費 、消耗品費、印刷製本費)	1/2

		だし、かかりつけ医を通じた 個別の受診勧奨・再勧奨については、厚生労働大臣が必要 と認めた額とする。	、役務費(通信運搬費、手数料)、会議費、委託料、使用料及び賃借料、報償費、旅費(費用弁償) ただし、給料、職員手当等及び共済費は会計年度任用職員に支給されるものに限る。また、報償費はかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨に限る。	
が検従者修業ん診事研事	診従事 者研修	厚生労働大臣が必要と認めた額	がん検診従事者研修事業の 実施に必要な賃金、報酬、給料、職員手当等(通勤手当、 期末・勤勉手当、時間外勤務 手当)、共済費、報償費、 費、需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務費、 委託料、使用料及び賃借料 ただし、給料、職員手当等 及び共済費は会計年度任用職 員に支給されるものに限る。	1/
ゲノ		3, 358, 014, 000円	がんゲノム情報管理センター事業に必要な報酬、給与、職員諸手当(通勤手当、期ま当) 共済費、賃金、期割当 (費、旅費(国内旅費) 、需開費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費、保守料に運搬費、雑役務費、保守料に運搬費、雑役務費、保守料とび賃借料、備品購入費	10/10

希が診のめ病医成業が断め理成	35, 397, 000 円	希少がん診断のための病理 医育成事業に必要な報酬、共 済費、会議費、賃金、報償費 、旅費(国内旅費)、需用費 (図書購入費、消耗品費、印 刷製本費)、役務費(通信運 搬費、保守料、雑役務費)、 委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費	10/10
小・AY(が患等妊性存法究進業)のん者の孕温療研促事費。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	次により算出した額の合計 (1)体外受精及び頭微に係る治療。350,000円×助成回数 (2)未受精卵子凍結に係る治療。200,000円×助成回数 (3)卵巣組織凍に係る治療。200,000円×助成回数 (3)卵巣組織凍に係る 400,000円×助成に係る 400,000円×助成に係る治療。25,000円×助成に係る治療。25,000円×助成に原数 (5)精巣結に回数 (5)精巣結に回数 (5)精巣結にのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	等の妊孕性温存療法研究促進 事業に必要な負担金、補助及	1/

1			
	100,000円×助成回数		
	(7) (2) で凍結した未受 精卵子を用いた生殖補助医療 250,000円×助成回数		
	(8) (3)で凍結した卵 巣組織再移植後の生殖補助医 療 300,000円×助成回数		
	(9) (4)及び(5)で 凍結した精子を用いた生殖補 助医療 300,000円×助成回数		
	注1: (7) ~ (9) について、以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は100,000円×助成回数		
	注2: (8)~(9)について、人工授精を実施する場合は10,000円×助成回数		
	注3: (8) ~ (9) について、採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は100,000円×助成回数		
2 都 道府県 事務費		小児・AYA世代のがん患者 等の妊孕性温存療法研究促進 事業に必要な報酬、給料、職 員手当等(通勤手当、期末・ 勤勉手当、時間外勤務手当)	1/2

			、共済費、会議費、報償費、 旅費(国内旅費、費用弁償) 、需用費(図書購入費、消耗 品費、印刷製本費)、役務費 (通信運搬費、保守料、雑役 務費)、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費 ただし、給料、職員手当等 及び共済費は会計年度任用職 員に支給されるものに限る。	
アランス	アラ支デ業アスモ事		アピアランな報酬、 変と、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 で	10/10
女性の健康支	女性の 健康支 援事業	15, 070, 000円	女性の健康支援事業の実施 に必要な賃金、諸謝金、旅費 、使用料及び賃借料、需用費 (消耗品費、印刷製本費)、 役務費、委託料	10/10

-	援事業					
-	健康	1 健 康教育 費	次により算定し 額	た額の合計	健康教育事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年 度任用職員へ支給されるもの	1/2 (30 (8)
	増		(1)個別健康教 実施方法別 準単価に実施	に次表の基	に限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、	のイの (ア) の b の
	進事		た額 実施方法 高 血 圧	基準単価円	報償費、旅費、需用費(消耗 品費、燃料費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料)、役務費	事業に ついて は、
	業		医療機関実施 市町村実施	17, 280 16, 650	(通信運搬費、保険料)、委 託料、使用料及び賃借料、備 品購入費	1/3 、ただ し無料
	費		糖 尿 病 医療機関実施 市町村実施	23, 320 17, 049		検診に 係る自 己負担
			脂質異常症	17, 690		相当額 につい ては、
			医療機関実施市町村実施	17, 680 17, 184		10/10)
			喫 煙 者 医療機関実施 市町村実施	6, 100 6, 708		
			(2)集団健康教 人口区分ご おりとする			
				基準単価		

		円		
	1万人未満	639, 000		
	1万人以上 3万人未満	678, 000		
	3万人以上 10万人未満	757, 000		
	10万人以上	920, 000		
	30万人未満30万人以上	1, 729, 000		
2 健 康相談 費	人口区分ごとしとする	に次のとおり	健康相談事業の実施に必要 な報酬、給料(ただし会計年 度任用職員へ支給されるもの	
	人口区分	基準単価	に限る)、職員手当等(ただ	
	1万人未満	円 138, 000	し会計年度任用職員へ支給さ れるものに限る)、共済費、 報償費、旅費、需用費(消耗	
	1万人以上 3万人未満	170, 000	品費、燃料費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料)、役務費	
	3万人以上 10万人未満	256, 000	(通信運搬費、保険料)、委 託料、使用料及び賃借料、備 品購入費	
	10万人以上 30万人未満	483, 000		
	30万人以上	1, 934, 000		
3 健	次により算定	した額の合計	健康診査事業((6)のオ	

康診査 額 費

(1) 健康診査費

ア 当該年度において40歳 以上74歳以下の年齢に達 するものに対する健康診 査及び保健指導

(ア) 健康診査

実施方法別に次表の基 準単価に受診人員を乗じ た額

〈個別健診(予約なし健診)

	実施方法	基準単価(円)
被	基本的な健診項	
保	目のみ実施	8, 360
護		
世	基本的な健診項目と	
帯	詳細な健診項目の実施	10, 640
等		
非	基本的な健診項	
課	目のみ実施	7, 520
税		
世	基本的な健診項目と	
帯	詳細な健診項目の実施	9, 570
そ	基本的な健診項	
0)	目のみ実施	5, 850
他	基本的な健診項目と	
	詳細な健診項目の実施	7, 450

〈集団健診(指定日健診)〉

	実施方法	基準単価(円)
被	基本的な健診項	

を除く) の実施に必要な報酬 、給料(ただし会計年度任用 職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計 年度任用職員へ支給されるも のに限る)、共済費、報償費 、旅費、需用費(消耗品費、 燃料費、印刷製本費、光熱水 費、修繕料)、役務費(通信 運搬費、手数料、保険料)、 委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費、負担金

	保	目のみ実施	7, 120
		ロツか天旭	1, 140
	世世	基本的な健診項目と	
	帯	芸細な健診項目の実施	7, 890
	等	叶州'4足的'共日以大旭	1,030
	非	基本的な健診項	
	神 課	基本的な健診項目のみ実施	6, 420
	税	ロックチル	0, 420
	世	基本的な健診項目と	
	帯	※中がなほど項目の実施	7, 110
	TH TH	計削は使砂切口の天旭	7, 110
	そ	基本的な健診項	
		屋のみ実施	4, 980
	他	基本的な健診項目と	4, 900
	16	無知な健診項目の実施 詳細な健診項目の実施	5, 520
	※ 基本的な健診項目・・・特定健康診査及び特定保健指導の実施 に関する基準第1条1項の1号から9		
	に関する産準第1余1項の15から9 号に定める項目		
	実施に関する基準第1条1項の10		
			9 公産年第1余1頃の10 き厚生労働大臣が定める
			き写生カ側人足がためる ち、いずれか一つ以上お
	こなった場合		
	こなった物日 ※ 個別健診(予約なし健		
	診)・・・ 医療機関の施設で		
	行う形態で、一般の外来患者も同様は、特別の日本は		
			同様に、健診の日時を
	定めずに実施するもの。(
	受診者が診療を目的として		
	来院している患者に混じっては年齢本な。受験よれ、受験よれ、受験		
	て健康診査を受診する形態		
	。) ※ 毎日焼乳(ビウロ焼乳) 医癌機関(焼乳センターで宝塩		
	※ 集団健診 (指定日健診) ··· 医療機関 (健診センターで実施 ナス担合な合な。) まずけ		
	する場合を含む。)、市町村の増せており、		
	保健センター、公民館等の施 設や検診車で行う形態で、健		
			を指定して行うもの。

(個別健診 (予約なし健診) に該当しないもの。)

※ 被保護世帯等・・・ 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯 員が生活保護法による生活扶助、医療扶助 等を単給又は併給のいずれかを問わず受け ている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立支援に関す る法律による支援給付を受けている 場合を いう。

※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

(イ) 保健指導費

a 当該年度内に初回面接 から実績(3ヶ月後)評 価まで全て行う場合 次表の実

施方法別に、基 準単価を利用者 人員に乗じた額

(a) 動機付け支援

実施方法	基準単価(円)
被保護世帯等	8, 450
非課税世帯	7, 620
その他	5, 910

※ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第 1項の規定に準ずる動機付け支援

(b) 積極的支援

実施方法	基準単価(円)
被保護世帯等	25, 110
非課税世帯	22, 590
その他	17, 580

- ※ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第8条第 1項の規定に準ずる積極的支援
- ※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。
 - b 年度を超えて保健指導 を行う場合(保健指導の 実施期間中、利用者が参 加しなくなった場合も含 む。)

次表の実施方法別に、 基準単価を利用者人員に 乗じた額

(a) 動機付け支援

算	定方法	基準単価(円)
初回	被保護世帯等	6, 769
面接	非課税世帯	6, 090
終了	その他	4, 740
実績	被保護世帯等	1,669
評価	非課税世帯	1, 500
終了	その他	1, 170

(b) 積極的支援

算	定方法	基準単価(円)
初回	被保護世帯等	10, 031
面接	非課税世帯	9,030
終了	その他	7, 020
継続的	被保護世帯等	12, 546
支援	非課税世帯	11, 300
終了	その他	8, 775
実績	被保護世帯等	2, 509
評価	非課税世帯	2, 260
終了	その他	1, 755

※ 初回面接終了… 当該年度の3月31日までに初回面接を終了している者

※ 継続的支援終了… 当該年度の3月31日までに継続的支援を終

	了している者	
※ 宝績	デ価終了… 当該年度の3月31日ま	でに宝績評価を終了し
/A\	ている者	(10)/0別川岡でか、10
	. од	
1	当該年度におり	ハて75歳
	以上の年齢に達	する者に
	対する健康診査	
	実施方法別に	次表の基
	準単価に受診人	員を乗じ
	た額	
(個別健診(予約な	に健診)
>		
	実施方法	基準単価(
		円)
被仍	基本的な健診	
護	項目のみ実施	8, 360
世		
帯	基本的な健診項目と	
等	詳細な健診項目の実施	10, 640
非	基本的な健診	
神 課	選挙的な関節 項目のみ実施	7 520
税	次日のの天旭	7, 520
	基本的な健診項目と	
一	詳細な健診項目の実施	9, 570
		, 5, 5, 5
そ	基本的な健診	
0	項目のみ実施	5, 850
他	基本的な健診項目と	
	詳細な健診項目の実施	7, 450
	•	
〈集	団健診(指定日健	建診)〉
1/1		/ /

基本的な健診

(円)

	保	項目のみ実施	7 190
		増目のか夫 肔	7, 120
	護	甘木柏み姉糸宮口1	
	世	基本的な健診項目と	7 000
	帯	詳細な健診項目の実施	7, 890
	等		
	非	基本的な健診	
	課	項目のみ実施	6, 420
	税		
	世	基本的な健診項目と	
	帯	詳細な健診項目の実施	7, 110
	そ	基本的な健診	
	の	項目のみ実施	4, 980
	他	基本的な健診項目と	
		詳細な健診項目の実施	5, 520
	※ 基本的	な健診項目… 特定健康診査及び	特定保健指 導の実施
	に関する基準第1条1項の1号から9		
	号に定める項目		
	※ 詳細な健診項目の実施・・・特定健康診査及び特定保健指導の		
			5基準第1条1項の10
	号に基づき厚生労働大臣が定める		
	項目のうち、いずれか一つ以上お		
	こなった場合		
	※ 個別健		
	※ 個別健診 (予約なし健診) … 医療機関の施設で行う形態で 、一般の外来患者と同様に		
			の日時を定めずに実
			もの。(受診者が診
I			
I			的として来院してい
			に混じって健康診査
	(a) Halith		する形態。)
	※ 集団健	診(指定日健診)… 医療機関(
Ì			を含む。)、市町村
			ター、公民館等の施
			車で行う形態で、健
			指定して行うもの。
			診(予約なし健診)
		に該当し	ないもの。)

※ 被保護世帯等… 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯 員が生活保護法による生活扶助、医療扶助 等を単給又は併給のいずれかを問わず受け ている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立支援に関す る法律による支援給付を受けている場合を いう。

> ※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められた すべての世帯員が当該年度において市町村民税が 課税されていない者である場合をいう。

ウ 訪問健康診査費

実施方法	基準単価
	(円)
医師に看護師を	
帯同させる場合	13, 299
医師のみの場合	9, 807

工 介護家族訪問健康診査 費

実施方法	基準単価
	(円)
医師に看護師を	
帯同させる場合	13, 299
医師のみの場合	9, 807

(2) 歯周疾患検診費

20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の者に対象者(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止したことにより受診ができなかった令和5年度の対象者については、令和6年度の対象者とみなすことがで

きる。)別に次の基準単 価に受診人員を乗じた額

対 象 者	基準単価(円)
被保護世帯等・非	
課税世帯	5, 320
その他	3, 720

(3) 骨粗鬆症検診費

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の成、65歳及び70歳の女性に対象者(ただし、新型コロナウイルス中・変にないの影響で事業を設定したことにないた令和5年度の対象者についての知りの対象者についる者とみないのがある。)別に入りを乗じた額

対 象 者	基準単価(円)
被保護世帯等・非	
課税世帯	5, 156
その他	3, 656

(4) 渡航費

検診車の離島渡航費で 厚生労働大臣が認めた額

(5) 健康診査実施連絡等費

ア 事業実施通知費 歯周疾患検診及び骨 粗鬆症検診対象者に対

	する個別の実施通知費
	52円×通知人員
	イー受診結果連絡費
	歯周疾患検診及び骨
	粗鬆症検診対象者の要
	精検者に係る医療機関
	から市町村への精検受
	診結果の連絡費
	158円×連絡人員
	1001,711,22,417
	ウ 検診記録簿作成費
	健康診査の詳細な健
	周疾患検診及び骨粗鬆
	症検診対象者の要精検
	者に係る記録簿の作成
	費 40円以収益 1.日
	48円×受診人員
	(a) HT (K) a a 1 5 5 5
	(6) 肝炎ウイルス検診費
	アー特定健康診査及び健
	康診査と同時実施
	当該年度において満4
	0歳以上となる者で実施
	区分別・世帯区分別・
	検診形態別・検査種別
	に次表の基準単価に受
	診人員を乗じた額
	実施 世帯 検診 検査種別 基準
	区分 区分 形態 単価 単価
	(A))
	40 個基本型 3,265

1	1		eta		_,		
			歳以 上で		別方	B型希望なし	2, 587
		5歳		力式	10 空仰主なし	2, 001	
		刻み			C型希望なし	2, 341	
		の者					
			(無		集	基本型	1, 642
		料検		I			
		診実		方	B型希望なし	964	
			施)		式	(刑条切れ)	710
						C型希望なし	718
					個	基本型	4, 664
					別		
			被保護	方	B型希望なし	3, 696	
				世帯等	式		
			及び非		C型希望なし	3, 344	
				課税世 帯	集	基本型	2, 345
					景団	巫 平王	2, 343
	L L	上		方	B型希望なし	1, 377	
			記		式		
		以			C型希望なし	1, 025	
			外の		lπ		
			の 者			基本型	3, 265
			自		個	D刑交出とい	0.505
				7	別方	B型希望なし	2, 587
				0	式	C型希望なし	2, 341
				他	,	2 T W T 8 O	
				ם	集	基本型	1, 642
				<u>1</u>			
				方	B型希望なし	964	
				式	の利益を持ち		
						C型希望なし	718

	イ _	歳以 区分 検診 に次	年といり形表の	場合 にな者 と お者 区 が 単 が 単 に を 単 た る 種 ・ 準 に る 者 に る 者 に る 者 に る は 、 さ に る に る に る に る に る に る に る に る に る に	実施別・種別の
	実施 区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準 単価 (円)
	40 歳以 上で		個別方:	基本型	6, 206
	5歳 刻の者 無 料検		式	B型希望なし	5, 529
	診実 施)			C型希望なし	5, 282
		被保護 世帯等 及び非	個別方	基本型 B型希望なし	8, 866 7, 898
	上記以	課税世 帯	式	C型希望なし	7, 546
	外 の 者	その		基本型 B型希望なし	6, 206 5, 529

	他			
		C型希望なし	5, 282	

- ※ 個別方式…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態
- ※ 集団方式… 検診の日時及び場所を指定して行う形態
- ※ 被保護世帯等… 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯 員が生活保護法による生活扶助、医療扶助 等を単給又は併給のいずれかを問わず受け ている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立支援に関す る法律による支援給付を受けている場合を いう。
- ※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められたすべての世帯員 が当該年度において市町村民税が課税されて いない者である場合をいう。
- ※ イにおいて、集団方式で実施した場合は、アに準ずるものとする。

ウ 自己負担相当額 40歳以上で5歳刻みの 年齢に達する者に対して 無料検診を実施する場合 の受診者負担相当額

肝炎ウイルス検診に要する費用の3割に達する 額×受診人員

エ 個別勧奨事務費 (ア)40歳に達する者及び 41歳以上で特定健診 等及び健康診査等が 実施される機会に併 せて行う個別の受診 勧奨にかかる事務費

	72円 2	×通知人員		
	で5歳刻 する者 の受診 事務費 139円 オ 陽性者 プ経費	外で40歳以上 別みの年齢に達 に対する個別 勧奨にかかる J×通知人員 フォローアッ 大臣が必要と	オ 陽性者のフォロアップ アップ 事業に必要な旅費、需用費 役 務費 (消耗品費、印刷製本費) 、 香港品費 (通信運搬費) 、 香港 で 大き で 大	
4 訪 問指導 費	次により算定 事業費 人口区分ごと とする			
	人口区分	基準単価(円)	報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、	
	1万人未満	11, 000	光熱水費、修繕料)、役務費	
	1万人以上 3万人未満	18, 000	(通信運搬費、保険料)、委 託料、使用料及び賃借料、備 品購入費	
	3万人以上 10万人未満	52, 000		
	10万人以上 30万人未満	209, 000		
	30万人以上	608, 000		

5 総 合的な 保健推 進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な保健推進事業の実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費、委託料	

(交付額の下限)

5 3の(4)から(8)の事業について、4より算出された額が別表8に掲げる額に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この国庫負担(補助)金の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する各区分ごとの経費の配分については、次により行うものとする。 ただし、(項) 感染症対策費、(項) 特定疾患等対策費、(項) 地域保健対策 費、(項) 健康増進対策費及び(項) 健康危機管理推進費の間、感染症予防事業 等負担金、予防接種対策費負担金及び疾病予防対策事業費等補助金の間、並びに 直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分変更はしてはならない。

事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更(負担金及びそれぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大 臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国庫負担(補助)金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合及び間接補助事業者から(11)のカ及びコによる納付がなされた場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については事業の完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなけ ればならない。
- (8) この国庫負担(補助)金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助金等の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管

しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した 財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、 又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第 2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い 日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 国が所管する特例民法法人及び公益法人は、この補助金に係る支出明細書を別紙様式第11により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣(及び法人所管府省)に報告しなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及 び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を 含む。)には、別紙様式第12により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属す る年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (11) 都道府県は、交付された国庫負担(補助)金を間接補助事業者に交付する場合 には、次の条件を付さなければならない。
 - ア 間接補助事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更については次により行 うものとする。ただし、負担金と補助金の間での経費の配分の変更は認めな い。

間接補助事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更(負担金及びそれぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県

知事の承認を受けなければならない。

- ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受け なければならない。
- エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間 団体にあっては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の 規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承 認を受けないで間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- カ 都道府県知事の承認を受けて才に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県知事の定めるところにより、都道府県に納付させることがある。
- キ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完 了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な 運営を図らなければならない。
- ク 間接補助事業者が地方公共団体である場合においては、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを補助金等の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- ケ 間接補助事業者が地方公共団体以外の者である場合においては、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該間接補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金等の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- コ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、別紙様式第13により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させなければならない。

- (12) 都道府県知事は(11)のア〜カに掲げる事項について承認し、若しくは指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 3の(1)のイ及び(2)の事業について、交付額が確定した後に、過誤調整等により保険医療機関等から返還されたこれらの事業に係る返還金に、診療年月の特定が困難である額があった場合には、別紙様式14により速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて、診療年月の特定が困難である返還金の額に4の表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を国庫に返還しなければならない。なお、令和5年度以前に保険医療機関等から返還された返還金に診療年月の特

(申請手続)

7 この国庫負担(補助)金の交付の申請は、次により行うものとする。

定が困難である額があった場合の取扱いについても同様とする。

- (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)のア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、(イ)、(キ)、(ク)、(ス)、(5)のウの(ウ)、(6)、(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c及び(オ)の事業
 - ア 市町村長及び特別区の長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第3により関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1)以外の事業

別紙様式第4による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この国庫負担(補助)金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度1月末日までに行うもの とする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この国庫負担(補助)金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
 - (1) 都道府県知事は、7の(1)のア又は8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。(2)において同じ。)を行うものとする。
 - (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(負担(補助)金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

11 都道府県知事は、7の(1)に係る国庫負担(補助)金について厚生労働大臣の交付 決定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町村及び特別区に対し別紙様式第5 又は別紙様式第6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 12 この国庫負担(補助)金の事業実績報告書は、次により行うものとする。
 - (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)のア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、(イ)、(キ)、(ク)、(ス)、(5)のウの(ウ)、(6)、(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c及び(オ)の事業
 - ア 市町村長及び特別区の長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下同じ。)までに都道府県知事に提出するものとする。
 - イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第8により、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
 - (2) 法人が行う3の(4)のアの(サ)、(シ)、(セ)、(5)キ、ク及びケの 事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) (1) 及び(2) 以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書に関係 書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は翌年度の 6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

13 都道府県知事は、12の(1)に係る国庫負担(補助)金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村及び特別区に対し別紙様式第10により速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担(補助)金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき負担(補助)金の額を確定した場合において、既にその 額を超える負担(補助)金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分に ついて国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により4、7、8及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。